

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和6年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)八女市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務(5万円)【令和5年2月28日終了】 (2)八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付事務(3万円)【令和5年11月30日終了】 (3)第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付事務(7万円)【令和6年3月31日終了予定】 (4)八女市低所得世帯支援給付金の給付事務(均等割のみ世帯10万円)【令和6年6月30日終了予定】 (5)八女市低所得子育て世帯支援給付金の給付事務(こども一人あたり5万円)【令和6年6月30日終了予定】 ※終了日は申請書等受付締切日の1ヶ月後
③システムの名称	・Acrocity住民基本台帳 ・統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	01_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の101の項 02_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 03_公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	01_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第1項第8号別表第2の121の項 02_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八女市総務部総務課文書法制係 八女市本町647番地 0943-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八女市健康福祉部福祉課福祉総務係 八女市本町647番地 0943-24-8030

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月26日	表紙 評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。	八女市は、電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。	事後	事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	I-1-①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	
令和5年12月26日	I-1-②事務の概要	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付け府政経運第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)へ1世帯当たり5万円を給付する。 支給要件を確認する際は住民税の課税情報が必要となるため、本市で課税情報を保持していない者(住民税賦課期日後の転入者及び住登外課税者)について情報連携照会を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」(令和5年3月22日付け事務連絡(内閣府地方創生推進室))に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)へ1世帯当たり3万円を給付する。 支給要件を確認する際は住民税の課税情報が必要となるため、本市で課税情報を保持していない者(住民税賦課期日後の転入者及び住登外課税者)について情報連携照会を行う。	事後	事務の根拠及び事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	I-2特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者ファイル	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	事後	事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	II-1対象人数(基準日)	令和4年9月30日時点	令和5年6月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和5年12月26日	II-2取扱者数(基準日)	令和4年9月30日時点	令和5年6月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和6年2月6日	表紙 評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。	八女市は、第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	I-1-①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	
令和6年2月6日	I-1-②事務の概要	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」(令和5年3月22日付け事務連絡(内閣府地方創生推進室))に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)へ1世帯当たり3万円を給付する。 支給要件を確認する際は住民税の課税情報が必要となるため、本市で課税情報を保持していない者(住民税賦課期日後の転入者及び住登外課税者)について情報連携照会を行う。	令和5年11月2日の閣議決定により「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」が追加されたことを踏まえ、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)へ1世帯当たり7万円を給付する。 支給要件を確認する際は住民税の課税情報が必要となるため、本市で課税情報を保持していない者(住民税賦課期日後の転入者及び住登外課税者)について情報連携照会を行う。	事後	事務の根拠及び事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	I-2特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	II-1対象人数(基準日)	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和6年2月6日	II-2取扱者数(基準日)	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和6年3月13日	表紙 評価書名	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年3月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。	八女市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年3月13日	I-1-①事務の名称	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月13日	I-1-②事務の概要	<p>令和5年11月2日の閣議決定により「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」が追加されたことを踏まえ、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)へ1世帯当たり7万円を給付する。</p> <p>支給要件を確認する際は住民税の課税情報を必要となるため、本市で課税情報を保持していない者(住民税賦課期日後の転入者及び住外課税者)について情報連携照会を行う。</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といふ。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>※終了日は申請書等受付締切日の1ヵ月後 (1)八女市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務(5万円)【令和5年2月28日終了】 (2)八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付事務(3万円)【令和5年11月30日終了】 (3)第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付事務(7万円)【令和6年3月31日終了予定】 (4)八女市低所得世帯支援給付金の給付事務(均等割のみ世帯10万円)【令和6年6月30日終了予定】 (5)八女市低所得子育て世帯支援給付金の給付事務(こども一人あたり5万円)【令和6年6月30日終了予定】</p>	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年3月13日	I-2特定個人情報ファイル名	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	特定公的給付に関するファイル	事後	事務名の変更に伴うもの